

《論説》

特許のフェア・ユースと 著作物のフェア・ユース (43)

松 川 実

《目次》

- I. はじめに
- II. 特許のフェア・ユース
 - 1. アメリカ判例の推移
 - 2. アメリカ判例の思想的背景
 - 3. 検討 (以上、本誌第53巻第1号)
- III. 著作物のフェア・ユース
 - 1. アメリカの著作権法の誕生
 - (1) アメリカ著作権法の前史
 - (2) フィラデルフィア憲法制定会議と著作権条項 (以上、本誌第53巻第2号)
 - (3) 1790年連邦著作権法の立法過程
 - (ア) 請願
 - (イ) 下院法案10番 (H.R.10) (1789年6月23日、ハンティントン提出)
 - (ウ) ウェップスター草案 (1789年4月16日～17日起草)
 - (エ) ジョージ・ワシントン大統領の演説 (1790年1月8日)
 - (オ) 下院法案39番 (H.R.39) (1790年1月28日、パーク提出)
 - (カ) 下院法案41番 (H.R.41) (1790年2月16日、パーク提出)
 - (キ) 下院法案43番 (H.R.43) (1790年2月25日、ブーディノー提出) (以上、本誌第53巻第3号)
 - (4) 1790年連邦著作権法の規定内容
 - (ア) 題号
 - (イ) 総則 (以上、本誌第53巻第4号)
 - (ウ) 違反行為 (以上、本誌第54巻第1号)

特許のフェア・ユースと著作物のフェア・ユース (43) (松川)

(エ) 登録、納品 (以上、本誌第 54 号第 2 号)

(オ) 外国人の著作物

(カ) 原稿の損害賠償とコモン・ロー

(キ) 訴答 (以上、本誌第 54 号第 3 号)

(ク) 小括

2. フェア・ユース法理の成立と発展

(1) 1790 年法、1802 年法および 1831 年法と翻案

(2) イギリス法における公正な要約の法理

(ア) *Burnet v Chetwood* (1721)

(イ) *Austen v Cave* (1739)

(ウ) *Gyles v Wilcox, Barrow, and Nutt* (1740) (以上、本誌第 54 号第 4 号)

(エ) *Pope v Curl* (1741)

(オ) *Tonson v Walker* (1752) (以上、本誌第 55 巻第 1 号)

(カ) *Duke of Queensberry v Shebbeare* (1758), 2 *Eden*, 329

(キ) *Dodsley v Kinnersley* (1761), *Amb.* 403 (以上、本誌第 55 巻第 2 号)

(ク) *Bell v Walker and Debrett* (1785), 28 *E.R.* 1235

(ケ) *Roworth v Wilkes* (1807), 1 *Camp.* 94 (以上、本誌第 55 巻第 3 号)

(コ) *Wilkins v Aikin* (1810), 34 *E.R.* 163 (以上、本誌第 55 巻第 4 号)

(サ) *Mawman v Tegg* (1826), 2 *Russ.* 385 (以上、本誌第 56 巻第 1 号)

(シ) *Bramwell v Halcomb* (1836), 3 *Mylne & C.* 737 (以上、本誌第 56 巻第 2 号)

(ス) *Lewis v Fullarton* (1839), *The Jurist*, vol. ii. P. 127 (以上、本誌第 56 巻第 3 号)

(3) ストーリー裁判官とフェア・ユース

(ア) *Gray v. Russell*, 1 *Story* 11, 10 *F.Cas.* 1035 (*C.C.Mass.* 1839) (以上、本誌第 56 号第 4 号)

(イ) *Folsom v. Marsh*, 9 *F. Cas.* 342 (*C.C.D. Mass.* 1841)

① 伝記、書簡・手紙、演説は著作権法によって保護されるか (以上、本誌第 57 巻第 1 号)

② 未発行の著作物は保護されるか

③ 手紙の書き手の権利はどのように保護されるか

④ 編集物は著作権法によって保護されるのか

⑤ 本件原告書籍の著作者ないしは著作権者は誰か (以上、本誌第 57 巻第 2 号)

⑥ 本件被告小冊子は本件原告書籍の何を侵害しているのか (以上、本誌

第57巻第3号)

- ⑦ エクイティ訴訟とコモン・ロー訴訟(以上、本誌第57巻第4号)
- ⑧ 本件法廷意見に引用されたイギリスの判決
 - (i) 公正で誠実な要約
 - (ii) 許されない短縮
 - (iii) 手紙の著作権(以上、本誌第58巻第1号)
 - (iii-1) 手紙の著作権(続)(以上、本誌第58巻第2号)
 - (iv) 差止命令の要件(以上、本誌第58巻第3号)
 - (iv-1) 差止命令の要件(続)
- ⑨ 公的文書の著作権(以上、本誌第58巻第4号)
- ⑩ ブッシュロッド・ワシントンとスパークスとの契約(以上、本誌第59巻第1号)
- (ウ) *Emerson v. Davies*, 8 Fed. Cas. 615 (C.C.D.Mass. 1845)(以上、本誌第59巻第2号)
- (エ) 小括(以上、本誌第59巻第3号)
- (4) 19世紀中葉から20世紀初頭のフェア・ユース
 - (ア) *Story v. Holcombe*, 23 Fed. Cas. 171 (C.C.D. Ohio 1847) (No. 13,497)(以上、本誌第59巻第4号)
 - (イ) *Webb v. Powers*, 2 Woodbury & Minot 497; 10 Law Rep. 152. (C.C.D. Massachusetts 1847) (No. 17,323)(以上、本誌第60巻第1号)
 - (ウ) *Greene v. Bishop*, Federal Cases, Volume 10, 1128 [Case No. 5,763]; Clifford, Vol. 1, 186 (Circuit Court, D. Massachusetts, 1858)(以上、本誌第60巻第2号)
 - (エ) *Lawrence v. Dana*, Federal Cases, Volume 15, 25 [Case No. 8,136] (C.C. D. Mass. 1869)(以上、本誌第60巻第3号)
 - (オ) *Banks et al. v. McDivitt et al.*, 2 Federal Cases, Volume 2, 759 [Case No. 961]; Blatchford's U.S. Circuit Court Reports, Vol. 13, 163 (Circuit Court, S. D. New York, 1875)(以上、本誌第60巻第4号)
 - (カ) *Chapman v. Ferry and another*, Federal Reporter, Vol. 18, 539 (Circuit Court, D. Oregon, 1883)(以上、本誌第61巻第1号)
 - (キ) *Reed v. Holliday*, 19 Federal Reporter, Vol. 19, 326 (Circuit Court, W. D. Pennsylvania, 1884)(以上、本誌第61巻第2号)
 - (ク) *Harper and others v. Shoppell*, Federal Reporter, Vol. 27, 519 (Circuit Court, S. D. New York, 1886)(以上、本誌第61号第3号)

特許のフェア・ユースと著作物のフェア・ユース (43) (松川)

- (ケ) Rice v. Williams, Federal Reporter, Vol. 32, 437 (C.C.E.D. Wisconsin, 1887) (以上、本誌第 61 巻第 4 号)
- (コ) Farmer v. Elstner, Federal Reporter, Vol. 33, 494 (Circuit Court, E. D. Michigan, 1888) (以上、本誌第 62 巻第 1 号)
- (サ) Falk v. Donaldson, Federal Reporter, Vol. 57, 32 (C.C.S.D.N.Y. 1893) (以上、本誌第 62 巻第 2 号)
- (シ) Simms v. Stanton, Federal Reporter, Vol. 75, 6 (C. C. N. D. Cal. 1896) (以上、本誌第 62 巻第 3 号)
- (ス) Bloom & Hamlin v. Nixon, 125 Federal Reporter Vol. 125, 977 (C. C. E. D. Pennsylvania, 1903) (以上、本誌第 62 巻第 4 号)
- (セ) Sampson & Murdock Co. v. Seaver-Radford Co., Federal Reporter, Vol. 140, 539 (Circuit Court of Appeals, First Circuit, 1905) (以上、本誌本号)

IV. 結論

III. 著作物のフェア・ユース

2. フェア・ユース法理の成立と発展

(4) 19 世紀中葉から 20 世紀初頭のフェア・ユース

(セ) Sampson & Murdock Co. v. Seaver-Radford Co., Federal Reporter, Vol. 140, 539 (Circuit Court of Appeals, First Circuit, 1905)

本件は、著作権で保護された原告の名簿の、名前や住所等の構成要素を被告が無断で盗用したため、著作権を侵害しているとして、被告名簿の将来の発行を差し止める仮処分申立の妥当性を審理したエクイティ訴訟である。

原告の出版社は、 Sampson & Murdock Co. (Sampson & Murdock Co., Sampson & Murdock, Co.) である。この会社がいつ設立されたかは不明であるが、 Sampson & Murdock Co. という名称には類似する出版社がほかにも複数存在する。 Adams & Sampson & Co. (Adams, Sampson & Co., Adams, Sampson, & Co.)、 Sampson, Davenport & Co. (Sampson, Davenport & Co., Sampson, Davenport, & Co.) そして Sampson, Mar-

ドック&社 (Sampson, Murdock & Co., Sampson, Murdock, & Co.) である。特に、サンプソン&マードック社 (Sampson & Murdock Co.) とサンプソン、マードック&社 (Sampson, Murdock & Co.) は「&」を挿入する場所が異なる差異しかないが、同一の会社ではないようである。この両社の混乱を避けるために、本稿では、前者のサンプソン&マードック社 (Sampson & Murdock Co.) を「原告会社」、後者のサンプソン、マードック&社 (Sampson, Murdock & Co.)¹⁷¹⁵⁾を「旧会社」と称することにする。

原告会社の経営者は、ウィリアム・エドワーズ・マードック (William Edwards Murdock) である。W・E・マードックは、若いときには、マサチューセッツ州のウースター (Worcester) で印刷工の丁稚奉公を行っていた。1861年、北軍に入隊し、南北戦争の間、11の戦いに参戦した。1865年、名誉の除隊後、ボストンに移り、旧会社の前身と提携して、名簿の出版業を始めた¹⁷¹⁶⁾。

原告が、被告によって盗用されたという原告書籍は、「ボストン市名鑑 (The general directory of the city of Boston, 1903)」である。これには、ボストン市の記録、市民の事業所名鑑、道路名鑑、番号 XCIX の地図が含まれ、1903年6月29日に連邦議会図書館長によって正式に記録され、それによって著作権者は、アメリカ著作権法の下で、ボストン市名鑑という書籍の著作権を取得している。

いわゆるボストン名鑑 (Boston Directory) には、長い歴史がある¹⁷¹⁷⁾。恐

1715) 旧会社 Sampson, Murdock & Co. は、1846年設立の出版社であり、Sampson, Davenport & Co. の事業を継承した会社であると明記されている。

<https://dl.tufts.edu/imageviewer/9306t7041#?c=0&m=0&s=0&cv=0&xywh=4%2C637%2C1979%2C657>

さらに、ダベンポート (O. H. Davenport) が、1882年、Sampson, Davenport & Co. を退いたため、同社は、Sampson, Murdock & Co. と改称した。<https://dl.tufts.edu/imageviewer/r494vt721#?c=0&m=0&s=0&cv=0&xywh=370%2C1067%2C1009%2C334>

1716) https://www.geographicus.com/P/ctgy&Category_Code=murdock

1717) The Boston Directory, 1789 to 1900; <https://cdm.bostonathenaeum.org/digital/collection/p16057coll32> によると、「1789年に創刊されたボストン名鑑は、

らく、最初の版は、1789年にジョン・ノルマン (John Norman) によって印刷・販売された名簿であろう。この名鑑は、Boston Directory という名称以外に、Stimpson's Boston Directory、Adams's New Directory of the City of Boston、Adams's Boston Directory、Directory of the City of Boston、Boston Commercial Directory、Boston Register and Business Directory などといういろいろな名称で、内容が更新されながら出版されてきた。さらに、発行人 (出版社) として、John West のほかに、Edward Cotton、John H. A. Frost and Charles Stimpson, Jr.、Hunt and Stimpson and John H. A. Frost、Hunt and Stimpson、Stimpson & Clapp、Charles Stimpson, Jr.、French and Stimpson、George Adams¹⁷¹⁸⁾、Adams, Sampson & Co.、Sampson, Davenport & Co.、Sampson, Murdock & Co.、Sampson & Murdock Co.、Wentworth & Co.、R. L. Polk & Co. などの名前、会社名が掲載されている¹⁷¹⁹⁾。このように、ボストン名鑑の新版が、別の発行人

1825年に年版にされるまで不定期に発行されていた。何十年にもわたって様々な出版社が関わってきた」という。G・サンプソンは、1858年からこの出版に関わり、W・E・マードックは1885年から関わっていたという。

1718) ジョージ・アダムズは、1865年に死去。翌1866年、会社名は、Sampson, Davenport & Co. に改称された。A. V. Williams, *The Development and Growth of City Directories*, Cincinnati Ohio 1913, 61によると、「ボストン名鑑の歴史は、現在のボストン名鑑の創始者であるアダムズの能力と功績を記録することなしには、不完全なものになってしまう。彼は組織と体系化の天才であった」という。

1719) (i) Boston Directory という題号で、1798年 John Norman によって発行、1796~1803年 John West によって発行、1805~1818年 Edward Cotton によって発行、1820~1826年 John H. A. Frost and Charles Stimpson, Jr. によって発行、1827年 Hunt and Stimpson and John H. A. Frost によって発行、1828年 Hunt and Stimpson によって発行、1829年から1830年 Charles Stimpson, Jr. によって発行、1848~1849年 French and Stimpson によって発行、1851~1857年 George Adams によって発行、1858~1865年 Adams, Sampson & Co. によって発行、1866~1884年 Sampson, Davenport & Co. によって発行、1885~1905年 Sampson, Murdock & Co. によって発行、1925年 Sampson & Murdock Co. によって発行。(ii) Stimpson's Boston Directory という題号で、1831~1846年 Stimpson & Clapp によって発行。(iii) Adams's New Directory of the City of Boston という題号で、1846~1848年 George Adams によって発行、(iv) Ad-

に継承され、発行される場合には、新版の発行人は、旧版の発行人との間で事業承継や著作権譲渡などの契約を結んでいたようである。

アメリカの名簿出版の歴史について、1913年、ウィリアムズ (A. V. Williams) は、「市名鑑の成長と展開」という解説本を出版している。ボストン名鑑については、その歴史を以下のように解説している。つまり、「1847年、スティンプスン (Stimpson) は『名鑑』の持分をアダムズ (George Adams, -1865) に譲渡し、アダムズは1858年まで『名鑑』の発行を継続した。その年、1848年からアダムズのもとで働いていたジョージ・サンプソン (George Sampson, 1825-1896) が共同経営者となり、Adams, Sampson & Co. という会社名で出版されることになった。1863年には、アダムズに数年間雇われていた O. H. ダベンポート (O. H. Davenport) が共同経営者となったが、社名が変わったのは1866年になってからである。1865年10月4日、ジョージ・アダムズが死去し、翌年、社名をサンプソン、ダベンポート & 社 (Sampson, Davenport & Co.) に変更した。1866年に名鑑の事業を開始したウィリアム・E・マードックが、1875年、サンプソン、ダベンポート & 社の共同経営者となったが、ダベンポートが引退する1884年までは、社名はサンプソン、ダベンポート & 社のままであったが、この年、社名を『旧会社』の名称に変更した。チャールズ・D'W・マーシーは、それまで、ずっと旧会社の従業員として働いていたが、1883年、共同経営者になった。1898年、11年間勤務していたジョージ・R・マードック (George R. Murdock) が共同経営者になった。1903年、同社は株式会社となり、社名を『原告会社』の名称となり、W・E・マードックが社長、

ams's Boston Directory という題号で、1847～1848年 French and Stimpson によって発行。(v) Directory of the City of Boston という題号で、1849～1950年 George Adams によって発行。(vi) Boston Commercial Directory という題号で、1871年 Wentworth & Co. によって発行。(vii) Boston Register and Business Directory という題号で、1922年 Sampson & Murdock Co. によって発行。(viii) Boston City Directory という題号で、1955～1970年 R.L. Polk & Co. によって発行されている。

Ch・D' W・マーシーが財務、G・R・マードックは書記になった。1910年、G・R・マードック書記は引退し、代わりにグロブナー・D' W・マーシー (Grosvenor D' W. Marcy) が選ばれました」¹⁷²⁰⁾ という。旧会社は、1903年には、原告会社に事業を承継しているが、少なくとも1910年頃までは、まだ存続していたようである。

旧会社がボストン名鑑を発行していたのは、1858年から1865年と1885年から1905年である。この旧会社の経営者は、1885年6月段階で、G・ Sampson¹⁷²¹⁾、W・E・マードック、Ch・D' W・マーシーであった¹⁷²²⁾。なお、後掲の事業承継の覚書によると、この3人のうち、ジョージ・ Sampsonは、1896年、死去により1903年の段階では旧会社の経営者に名前がなく、その代わりに、G・R・マードック (George R. Murdock) が経営者になっている。

本件被告は、スィーバー・ラドフォード社 (Seaver-Radford Co.) である。被告の会社の詳細は定かでない。本件で、侵害書籍として、訴訟の対象になっている被告名簿は、「1904年ボストン市名鑑 (The 1904 City Directory of Boston, 1904)」¹⁷²³⁾ である。

1720) Williams 前掲注 (1718) 60.

1721) Williams 前掲注 (1718) 61; John Adams Vinton, The Sampson Family, Genealogical Memoirs of the Sampson family in America, from the Arrival of the Mayflower in 1620, to the present Time, Boston 1864, 66.

1722) <https://dl.tufts.edu/imageviewer/r494vt721#?c=0&m=0&s=0&cv=0&xy-wh=-10%2C2091%2C1909%2C633>

1723) “1904 City Directory of Boston containing A List of over 300,000 Citizens and Residents with their Occupations, Places of Business and Residences, Also a Classified Business Directory Street List and A Revised-To-Date Map, City and State Officers, Societies, Churches, Banks, Insurance Companies, etc. Official Express List prepared especially for this Directory”, Price Five Dollars, Seaver-Radford Company, Incorporated under Massachusetts Laws, 170 Summer Street Boston, Copyright, 1904, by Seaver-Radford Co.

https://books.googleusercontent.com/books/content?req=AKW5Qadel14L7EKPLZDRKtLjou2_f45klZTPa5ZXxYhjZ3kr_B7kehM2UUnay7hqhbNcgtFLQs9I2PGslc-ZdLpxMLEaUe14ykmu_Dc74hOfr

恐らく、この名鑑については、わが国でも以下のような紹介がある。つまり、「1905（明38）年1月、アメリカ滞在中の有島武郎は、弁護士ピーボディー Peabody の家に住み込んだ。…（中略・筆者）なお、ケンブリッジに来る以前のピーボディーの住居は、ボストン市立図書館所蔵《City Directory of Boston》1904年版に見い出せる」という。栗田は、この被告名鑑を用いて、その当時のピーボディーや有島の住まいや、その住まいから見える生活様式を辿って調査しているようである¹⁷²⁴⁾。

本件は、第1巡回控訴裁判所で審理され、1905年11月23日に判決が下されている。担当した裁判官は、コルト巡回判事 (LeBaron Bradford Colt, 1846-1924)、プットナム巡回判事 (LeBaron William Putnam, 1835-1918)、ローウェル巡回判事 (Francis Cabot Lowell, 1855-1911) であり、法廷意見は、プットナム巡回判事が執筆している。プットナム巡回判事が執筆した本件第1巡回控訴裁判所の判決書 (Federal Reporter, Vol. 140, 539) には、本件の事実関係がほとんど記述されていない。そのため、本稿では、主として本件の原審である1904年マサチューセッツ地区巡回裁判所の判決書 (Federal Reporter, Vol.129, 761) と、ボストン名鑑の関係資料を参照しながら解説することにする。

① 本件訴訟の対象物である名簿、名前や住所は著作物か

原審であるマサチューセッツ地区巡回裁判所で本件を担当したのは、ハーフ地裁判事 (Half, District Judge) である。ハーフ地裁判事は、本件の事実関係を裁判所主事であるフレデリック・ダッジ (Frederic Dodge, 1847-1927)¹⁷²⁵⁾ に調査させている。その裁判所主事ダッジの調査によれば¹⁷²⁶⁾、

YPpZzQ1Z5ocuvGwa8eA9fRsu7cv2_kd0_QZNbteGfB7gG7mBeErdpqxz
U23lCivYqo-d2606GmnfUuGAB7tIZgXGJIftDqVTEU-s4N11_4e3eD5
ANN7xU_gmloH92xaq5ATy5iB25SBR8Znh7ANys8gzNMw8hhrRi6e
FcwVpHed0GCrxNJJ-g

1724) 栗田広美「弁護士ポーボディについて」白梅学園短期大学紀要24号(1988年)3～18頁(3、14頁)。

「1903 年 6 月 29 日以前に、国内または外国で出版される前に、ボストンの旧会社は、コロンビア特別区ワシントンの連邦議会司書宛に、『ボストン名鑑』と題する書籍を米国内の郵便に寄託した。それには、ボストン市の記録、市民の事業所名鑑、道路名鑑、番号 99 号の地図が含まれていた。1903 年 7 月 1 日に始まる年度のために、著者および所有者として著作権を主張し、同様に著作権登録料として 50 セントの金額を寄託し、その後、1903 年 7 月 11 日に、またこの国または外国での出版の日以前に、米国内の郵便に寄託したこと。そして、その寄託された題号は、すでに 1903 年 6 月 29 日に連邦議会図書館長によって正式に記録され、それによって旧会社は米国の法律の下で前記名鑑の著作権を取得する権利を得た」という。

本件訴訟が提起されるまでに、アメリカの著作権法で、名鑑、名簿が著作物として保護されることを定めている制定法は存在しないようである。名鑑はその全体として、著作権法上、編集著作物として、あるいは、書籍として著作権法上、著作物であることは認められやすいだろう。その後、名簿は、1909 年の著作権法では著作物として明定されるようになった¹⁷²⁷⁾。

次に、名前や住所が著作物であるかという問題もある。名前や住所などは、単なる名簿の構成要素の情報であって、個々の名前等がそれだけで著作物になることはないはずであるが、そのような単なる情報を多数、収集し、整理し、発行すると、その労力を保護するために、名簿だけではなく、その構成要素の名前や住所も、著作物として保護するような見解もある（「額に汗」理論）。この見解によれば、名簿の膨大な量の名前の中から、1

1725) フレデリック・ダッジは、ボストンで弁護士業を営んでいたが、1905 年、マサチューセッツ地区連邦地方裁判所判事に任命され、1912 年には、連邦第 1 巡回控訴裁判所の判事に任命されている。https://en.wikipedia.org/wiki/Frederic_Dodge

1726) *Sampson & Murdock Co. v. Seaver-Radford Co.*, Federal Reporter, Vol.129, 761 (Circuit Court, D. Massachusetts, 1904).

1727) 1909 年著作権法 5 条「登録申請書には、著作権が主張されている著作物が以下のいずれの類型に属するかを明記しなければならない。(a) 書籍（複合著作物および百科事典、名簿、地名辞典、その他の編集物を含む）。

つの名前しか盗用していなくとも、著作権侵害になる。しかし、多数説は、執筆した個々の名前や住所にオリジナリティがなければ、それらは著作物とは認められないという。名前や住所を執筆する際に、名簿作成者にオリジナリティを要求して執筆させては、かえって記載は不正確になるため、事実として正確な名前や住所にはオリジナリティはなく、著作物ではない。したがって、多数説によれば、名簿に、どのような種類の人物の名前を登載するか、どういう種別と順番で登載するかなどにつきオリジナリティがあれば、編集著作物としてその保護が認められる可能性はあるが、構成要素である個々の名前や住所は著作物ではないと考えることになる。

それでは、名簿に登載された名前が著作物でなければ、その名前には、ほかにも何ら、法的な権利や保護はないのか。1866年大法官裁判所 *Kelly v Morris*, *The Law Reports, Equity Cases*, Vol. 1 Eq. 697 事件判決で、大法官ページ・ウッド (Sir W. Page Wood, 1801-1881) は、名簿に掲載を許した名前は、「公けの利用のために自分たちの名前を提供した住民個人のパブリシティの権利である」¹⁷²⁸⁾という。つまり、名前にパブリシティの権利を認め、仮に、勝手に利用され、それが特定の人物と識別可能な場合には、何らかの法的責任を科すことになる。これは、現在の著名人の「顧客吸引力」を根拠とするパブリシティの権利ではなく、人格権としての氏名権に近い概念である。アメリカでは、1953年第2巡回控訴裁判所 *Haelan Laboratories, Inc. v. Topps Chewing Gum, Inc.*, 202 F.2d 866 (2d Cir.1953) 事件判決が著名であるが、イギリスでは、それよりも90年ほど前に、同じ意味ではないが、パブリシティの権利という用語が判決文で使われていた。

1728) 松川実「『翻訳』英米知的財産権法関連判決集〔フェア・ユースと名簿〕－大法官裁判所 *Kelly v Morris*, *Law Rep.* 1 Eq. 697 (1866); 大法官裁判所 *Morris v Wright*, *The Law Reports, Chancery Appeal Cases*, Vol. 5, 279 (1870); 第1巡回控訴審連邦裁判所 *Sampson & Murdock Co. v. Seaver-Radford Co.*, *Federal Reporter*, Vol. 140, 539 (Circuit Court of Appeals, First Circuit, 1905)－」青山法学論集 63巻1号 (2021年) 85～118頁 (92頁)。

② 著作者、著作権者は誰か

名簿の構成要素の名前や住所は、著作物でなければ、著作物と認められるのは編集著作物としての名簿だけである。原告名簿の編集等にオリジナリティが認められれば、編集著作物になる。本件の事実によれば、本件訴訟時には、原告名簿の著作権者は原告会社である。1903年6月29日、旧会社は米著作権法のもとで本件名鑑の著作権を取得する権利を得て1903年10月1日には、旧会社は、原告会社に著作権等を、書面をもって譲渡しているからである。裁判所主事ダッジも、本件原告名簿は、登録、納品、表示などの形式的要件を旧会社が充足し、特に、自己の名前で登録した旧会社が著作権者となることを認定している。

編集著作物である名簿の著作者は、旧会社に関係した個人であるが、訴訟記録から、その特定は困難である。しかし、現在の法理論では、職務著作の法理が適用され、著作者も著作権者も旧会社と考えることができるだろう。

ここで、原告側の証拠として裁判所に提出された事業承継の覚書¹⁷²⁹⁾がある。著作権の譲渡には書面が必要であったので、覚書はその役割を果たしている。その覚書によると、まず、「我々、W・E・マードック、Ch・D' W. マーシーおよびG・R・マードックの3名は、マサチューセッツ州サフォーク郡ボストン市在住の者であるが、ロードアイランド州の一般法に基づいて設立された原告会社の名称で「事業」を行っている出版社と提携してきた」という。この3名は、原告会社と事業提携を結んではいたが、原告会社を直接、経営していたのではなく1846年に設立された旧会社を経営していた。その3名の名前をみると、そのうちの2名が、1885年段階の、旧会社の経営者である。つまり、1885年の段階、および本件訴訟時にも、この旧会社の経営者であったのは、W・E・マードックとCH・

1729) https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/1/11/583._Sampson_and_Murdock_Co._-v-_Seaver-Radford_Co.%2C_1st_Circuit_%28IA_583smpsonmurdock00usco%29.pdf

D'W・マーシーである。もう一人のG・サンプソンは、1896年に死去している。

覚書は続けて、「1903年10月1日に、40万ドルの対価を受領して、我々の会社である旧会社に帰属し、発行者および著作権者として、その出版業に関連して使用していた限りで、以下の商品と動産を、原告会社に譲渡し、今後、これらの物の取引、販売、頒布を認めた。これには、すべての地図版、カット、印刷材、書籍、著作権、契約、オフィス家具、その他あらゆる種類の動産、および現金4万ドルを含み（ただし、すでに販売した商品の領収書、ないしは受取手形や売掛金、さらに4万ドル以上の現金は含まない）、さらに、長年、…旧会社の名称で出版業を営んで来たことによる暖簾も譲渡の対象とする」¹⁷³⁰⁾という。そして、覚書の最後には、「我々、W・E・マードック、Ch・D'W・マーシーおよびG・R・マードックは、旧会社の共同経営者として、1903年10月1日、本覚書に署名」したという。

したがって、本件原告名簿の著作者は不明であるが、著作権者は、著作権を譲り受けた原告会社である。

③ 本件被告は、原告の著作権を侵害しているのか

訴状では、被告書籍が原告の編集著作物の全部または一部を複製したものであって、それは原告の著作権を侵害していると主張している。この点については、裁判所所主事ダッジは、被告の名簿には原告の名簿を侵害する事項が含まれていることを認めた。つまり、「被告は、1903年7月7日から、約半年間、掲載する氏名や情報を回覧板や往復はがきを使って募集し、聞き取り調査のために約75名の調査員を不定期に雇った。被告の調査員は、被告名鑑の情報と原告名鑑の情報を比較し、被告側では、このよ

1730) 継承された物の中には、New England Business Directory and Gazetteer, Boston Business Directory, Rhode Island State Register and Directory, Providence House Directory, Providence Register & Business Directoryなどの版下のほか、多数の地方の地図や名簿もある。

うな名鑑は、『チェックブック』と呼ばれていた」という。

原告名鑑には、実は、原告が意図的に挿入した架空の名前が紛れ込んでいたが、被告名鑑にも、同じ架空の名前がそのまま掲載されていた。つまり、被告は、架空の名前については、その正確さをチェックすることなく、そのまま盗用している。さらに、原告名鑑には、53 件の誤植や内容の誤りがあったが、その誤植や誤りも被告名鑑にそのまま再録されていた。裁判所主事ダッジは、裁判所主事報告書の中で、それらの架空の名前や、誤植や記載の誤りを数頁に渡り、原告名鑑の記述と、被告名鑑の記述を並べて丁寧に比較し、盗用の事実を認定した。原審の担当裁判官のハーフ地裁判事も、事実認定については、判決書には何も記載していない。その代わりに、裁判所主事ダッジの報告書を原審の判決書にそのまま転載している。ハーフ地裁判事は、裁判所主事ダッジの報告書の実事認定をそのまま承認したものと思われる。さらに、本件第 1 巡回控訴裁判所のブットナム巡回判事も、本件の事実認定につき、何も述べていない。どちらの判事も事実認定につき、裁判所主事ダッジの報告書を信用していたからであろう。

誤植の転載については、以前より、英米の多数の判決で盗用を推認させる事実として認められてきた。たとえば、1806 年大法官裁判所 *Matthewson v Stockdale*, 12 Ves. 270 事件判決で、道路本について、グロース裁判官 (Mr. Justice Grose) は、小さい修道院 (The Priory) の名前を印刷する際に存在した誤植がそのまま複写されていたケースで、「いくつかの裁判で起きたように、ある著作物が別の著作物にそのまま複写されているということは、大法官裁判所が盗用かどうかを判断するには決定的である」¹⁷³¹⁾と

1731) 松川実「《翻訳》英米知的財産権法関連判決集〔地図等〕: 1785 年王座裁判所 *Sayre v Moore*, 1 East 361 ; 1789 年王座裁判所 *Dr. Trusler v Murray*, 1 East, 363 n. ; 1801 年王座裁判所 *Cary v Longman and Rees*, 1 East 358 ; 1806 年大法官裁判所 *Matthewson v Stockdale*, 12 Ves. 270 ; 1809 年大法官裁判所 *Longman v Winchester*, 16 Vesey. Jun. 269 ; 1814 年大法官裁判所 *Wyatt v Barnard*, 3 Vesey & Beames 77」青山ローフォーラム 6 巻 2 号 (2018 年) 229～250 頁 (243 頁)。

いう。1826年大法官裁判所 *Mawman v Tegg*, 2 Russ. 385¹⁷³²⁾ 事件判決では、「原告書籍に紛れ込んでいた偶然のケアレスミスや誤植が、被告書籍のそれに相応する記事の中にも移転していた」が、それは盗用の証拠であるという。1847年マサチューセッツ地区巡回裁判所 *Webb v. Powers*, 2 Woodbury & Minot 497; 10 Law Rep. 152 (C.C.D. Massachusetts, 1847) 事件判決も、原告書籍の誤植が被告書籍にそのまま印刷され残ったという事実は、その「証拠によって法的に推定されることは、少なくとも、原告書籍の誤植の部分や同種の部分がやみくもに丸々複写されたということである」¹⁷³³⁾ という。1869年マサチューセッツ地区巡回裁判所 *Lawrence v. Dana*, Federal Cases, Vol. 15, 25 [Case No. 8,136] 事件判決でも、「著作権侵害のケースにおいて、そのまま引き写したという最強の証拠は、2つの著作物において誤植が偶然一致することから導き出される」¹⁷³⁴⁾ という。

本件でも、英米の多数の先例にしたがい、被告名簿に同一の誤植が存在したために、被告は原告名簿の記載内容を盗用したと認定している。

著作権侵害の効果は、エクイティティ訴訟では差止命令である。原則として、盗用が認定された部分と、そうでない部分が分割可能であれば、盗用部分のみの発行が差し止められ、分割が不可能であれば、全体の発行が差し止められることになる。

1847年マサチューセッツ地区巡回裁判所 *Webb v. Powers* 事件判決で、担当裁判官のウッドベリー巡回判事 (*Levi Woodbury*, 1789-1851) は、「本件は、主として法的権利を保護するために絶対的差止命令を行使するには

1732) 松川実「《翻訳》英米知的財産権法関連判決集〔公正な要約〕- *Mawman v Tegg* (1826), 2 Russ. 385; *Lewis v Fullarton* (1839), *The Jurist*, [English] vol. ii. P. 127-」青山法学論集 55巻2号(2013年) 143~173頁(148頁)。

1733) 松川実「《翻訳》英米知的財産権法関連判決集〔公正な要約・アレンジ〕: *Webb v. Powers* (1847), 2 Woodbury & Minot 497; 10 Law Rep.152 (C.C.D. Massachusetts)」青山法学論集 60巻2号(2018年) 219~252頁(231頁)。

1734) 松川実「《翻訳》英米知的財産権法関連判決集〔フェア・ユース〕: *Lawrence v. Dana*, Federal Cases, Vol. 15, 25 [Case No. 8, 136] (C.C.D. Mass. 1869) (1)」青山法学論集 60巻4号(2019年) 229~252頁(240頁)。

適したケースではない。なぜなら、差止命令も本件のような著作権侵害のケースでは、複製された特定の部分にしか機能しないからである。確かに、原告書籍のアレンジが僅かばかり侵害されてはいるが、被告書籍が新規であり、社会にとって申し分なく有益であるならば、被告書籍全体を破棄するよりも、当事者間で実質的な正義を実現するように試みられることの方が適切である。一部差止命令が下されたケースとしては、1810 年大法官裁判所 *Wilkins v Aikin, Vesey Jun.*, Vol. 17, 422 事件判決；1842 年大法官裁判所 *Campbell v Scott*, 11 Simons, 31 事件判決；1826 年大法官裁判所 *Mawman v Tegg*, 2 Russell, 385 事件判決；1836 年大法官裁判所 *Bramwell v Halcomb*, 3 Mylne & Craig 737 事件判決などを参照」という。

本件では、誤植、架空の名前等が、広く拡散して掲載されているため、分割して一部差止は不可能なケースであった。裁判所主事ダッジは、原告の被害と、被告名簿を全部差し止めとした場合の被告側の損失とを比較し、被告側の損失が過大であれば、エクイティ訴訟では、当事者間での実質的な正義を図るために、差止命令を認めない場合もあり得ることを認めていたが、本件は、そのようなケースではないという。

④ 著作権侵害を免責する抗弁があるか

原審のハーフ地裁判事は、「正確さを検証する権利」という抗弁を説明するために、1903 年ニューヨーク南部地区巡回裁判所 *Colliery Engineering Co. v. Ewald* (Circuit Court, S. D. New York 1903) 126 Fed. 843 事件判決と、1902 年英高等法院大法官部 *Moffatt v Gill*, 86 Law Times Reports, 465 事件判決を援用している。その上で、前者の 1903 年ニューヨーク南部地区巡回裁判所 *Colliery Engineering Co. v. Ewald* 事件判決が、1 年前の 1902 年英高等法院大法官部 *Moffatt v Gill* 事件判決の法理（「正確さを検証する権利」）を承認したという。

そこで、まず、1903 年ニューヨーク南部地区巡回裁判所 *Colliery Engineering Co. v. Ewald* 事件とは、どのような事件か。原告は、その従業員

によって、主に以前に発行されていた第三者の書籍から、新しい例示や図版など若干の新要素を加えて教科書用の算術書を編集し、その書籍に何ら新たに独自の工夫を加えることなく、そのまま複写し発行した。そこで、被告は、原告の書籍と、原告が典拠とした古い書籍を比較し、古い書物の中にも同じ文章や例示が見つかった場合には、それを被告書籍に複写し、それ以外はすべて削除して、残った部分を新しく出版したという。その場合に、それは、原告の著作権の侵害になるのかが問われた事件である。結論として、1903年ニューヨーク南部地区巡回裁判所のラコム巡回判事(Emile Henry Lacombe¹, 1846-1924)は「被告がそのように被告書籍で使用了ことは、被告の権利の範囲内であり、被告は、差止命令に違反していない」と判断した。さらに、ラコム巡回判事は、問題は、算数の教科書のようなものだけではなく、(i)「純粋に文学的でないもの、つまり創造的あるいは創作的な文学作品でなく、単に他の場所にある記述を編集しただけの書籍、たとえば、法律ダイジェスト、本件の教育書、代数書、算数書など、さらに統計年鑑、年報、公報、企業や会社の名簿なども、確かにすべて同じ方法で、事務的な技術を用いて作成されているが、これらもすべて著作権法の原則を適用する上では、純粋な文学的作品と同様に扱われるべきである」という。編集物も文学的著作物も同じく、創作性を根拠として認められる著作物ではなく、「額に汗」の理論で認められる著作物であるという趣旨のようである。(ii)「当裁判所は、引用した1902年英高等法院大法官部Moffatt v Gill, 86 Law Times Reports, 465事件判決に拘束されるものではないが、仮に、当裁判所が、ほかにはより強力な先例もないのに、本件で、原告の申立通りに、被告に差止を命じたならば、そこから生じる結果は極めて不公平であり、私はその結果に従うことはできない」という。つまり、被告が、原告の書籍と原告が典拠とした古い書籍を比較し、古い書物の中にも同じ文章や例示が見つかった場合には、それを被告書籍に複写し、それ以外はすべて削除して、残った部分を新しく出版した場合にも、それを原告の著作権の侵害になるとして、差止命令を認めることは、あま

りに厳格なルールであるという。(iii)「A が、ニューヨーク市の全く新しいビジネス名簿を完全に独自の調査から作成し、それを出版したと仮定する。この事業は膨大であり、数千ドルの費用と数百人の雇用によってのみ達成することができる。B はその後、ニューヨーク市のすべての建築家の名簿を発行することを企画した。多様な事業活動の世界から独自の調査によって、建築家という多数の名前を探し出すことは、A が行った作業とほぼ同様に困難で費用のかかる作業であろう。しかし、B が、A の書籍に記載されている建築家の名前だけをリストアップし、そこに記載されている場所を訪問し、その記述が既存の事実と一致しているかどうかを確認し、一致が見られた場合には名前、住所、パートナーの名前などを残し、死亡、移転、事業撤退によって破棄されていた場合には、それらを削除すれば、B は僅かな時間や労力でニューヨーク市の建築家の名簿を作成できるのである。A は、B が楽しした仕事をすでに行ってきた。1902 年 *Moffatt v Gill* 事件判決の立場では、被告は、まさしく、このように楽することでき、それも違反ではない。これは厳しいルールであるが、他のルールを採用するとすれば、全体として、後続の編集者の活動を不当に妨げる傾向があり、公共政策に反すると主張することは十分可能であろう」という。つまり、費用面で借用、流用が安価であれば、それは公共政策に叶い、一般の人々にも有益となるという。それを認める先例が、1902 年 *Moffatt v Gill* 事件判決である。そして、1903 年第 2 巡回控訴裁判所 *Edward Thomson Co. v. American Lawbook Co.*, *Federal Reporter* Vol. 122, 922 (Court of Appeals for the Second Circuit, 1903)¹⁷³⁵⁾ も、*Moffatt v Gill* 事件判決の立場

1735) 第 2 巡回控訴裁判所 *Edward Thomson Co. v. American Lawbook Co.*, *Federal Reporter* Vol. 122, 922 (U.S. Court of Appeals for the Second Circuit, 1903) では、原告は、法律百科事典の出版社であり、著作権のある法律書を発行していたが、被告はそれと同じテーマの後続の著作物を発行して、原告の著作権を侵害したというので被告を訴えた。裁判所は、著作権のある原告の法律書が、同じテーマに関する後続の被告の著作物によって侵害されるか、被告に対する唯一の非難は、著作権のある原告の著作物にある引用を含め、利用できるすべての引用を集め、教科書や報告書で検討した後に利用できると思われる

を認めているという。

そこで、1902年英高等法院大法官部 *Moffatt v Gill*, 86 Law Times Reports, 465 事件とは、どのような事件か。1902年英高等法院大法官部 *Moffatt v Gill* 事件とは、原告が、ウィリアム・シェイクスピア作の喜劇「お気に召すまま (As You Like It)」の学校用の注釈本 (トーマス・ペイジ作) の著作権者であったが、被告ジョージ・ビル社 (George Gill and Sons Limited) も、これをフランシス・マーシャル牧師 (Francis Marshall) の手による同名の注釈本を作成させ、発行したが、1900年、前訴では、被告の書籍は、原告書籍の安直な模倣であり、全体的なアレンジ、登場人物のスケッチ、文学的注記、引用に関して原告の著作権を侵害していると判断された。そして、原告と被告への同意命令によって、被告は損害賠償を支払い、被告書籍の廃棄を行ったが、マーシャル牧師は、被告書籍をほんの少し改訂しただけで、その第2版を発行したので、原告は、今度は、マーシャルを被告として差止等を訴求した事件である。

1902年英高等法院大法官部 *Moffatt v Gill* の法理とは、すでに前述したが、同判決でコリンズ裁判官 (Collins, M.R.) の法廷意見の以下の一節である。つまり、「しかし、あなたには、他人が作成した名簿を持参して既存の事実がその名簿の記述と一致しているかどうかを調査する権利があり、調査できたならば、その結果をあなた自身のものとして発行することができる」という見解である。つまり、著作権で保護された原告の名簿等を利用して、その名簿の記載と氏名や住所等の事実が正確に一致しているかを調査する権利が被告には存在するという。被告は自ら調査した結果を自分のものとして発行することができ、それは著作権の侵害ではないという。

この1902年英高等法院大法官部 *Moffatt v Gill* の法理の淵源がどこにあ

るものを、被告が自身の原文を支えるために使用したということであるのか、と問いかけた。裁判所は、もし被告が先人の収集した業績を参照することができないとされるなら、科学と有用な技能の進歩を促進するために制定された著作権法は、その進歩を遅らせることになるかと判断し、著作権侵害に否定的な判断を下した。

るのかは、判明していない。1902 年英高等法院大法官部 *Moffatt v Gill* 事件判決には、少なくとも 2 つの先例がある。「ロンドン郵便局名簿 (Post-office London Directory)」からの情報の盗用が問題となった 1866 年大法官裁判所 *Kelly v Morris*, *The Law Reports, Equity Cases*, Vol. 1 Eq. 697 事件判決¹⁷³⁶⁾で、大法官ウッドは、「誰でも利用できる情報源から得られた情報を含んだ名簿やガイドブックの編集者は、もし、その情報が正確である場合には、常に、必然的に同一になるが、同じテーマであって、それ以前に発行された著作物に含まれる情報を取り入れて再刷する場合、独自の調査の労力と費用を惜しむような権利は認められない。しかし、彼は自分自身で独立して情報を入手し、仕上げなければならず、そして、その者が、以前の著作物を合法的に利用することができる唯一の目的は、自分の結果の正しさを検証するためだけである」という。同様に、「ロンドンビジネス名簿 (The Business Directory of London)」の登載情報を切り取った伝票を無断で使用したという 1870 年大法官裁判所 *Morris v Wright*, *The Law Reports, Chancery Appeal Cases*, Vol. 5, 279 事件の判決¹⁷³⁷⁾で、G・M・ギファード卿 (Sir G. M. Giffard, L. J., 1813-1870) は、「一般的には、同じ共通の情報源から同じ結果に達するために、自分では独立してその問題を解決することなく、以前に発行された情報の単語を 1 つでも盗用する権利はなく、彼が、以前の発行物を合法的に利用できるのは、自分自身の計算と結果が得られたときに、それを検証するためだけであると考えられる」という。

これが、フェア・ユースの一種とみなされているのは、まず、本件原審の判決に、「このようにして原告の書籍から入手した名前は、数百、場合によっては数千にも上る。これは、原告の書籍を不当に利用した (unfair use) ことになるのだろうか」という一文があるからである。

1902 年英高等法院大法官部 *Moffatt v Gill* の法理に対して、本件に関

1736) 松川・前掲注 (1728) 86 頁。

1737) 松川・前掲注 (1728) 102 頁。

わった裁判官たちはどのように考えていたのか。

(i) ハーフ地裁判事は、「新しい名簿の発行者が、古い名簿を入手し、それによってオリジナルの情報源に導かれる権利を有し、そのように導かれ、それらの情報源に赴き、事実を得た場合、たとえそれが古い名簿によって発行されたものと同一の名前と住所であっても、それらの事実を発行できるとする強い根拠があるように思われる」という。1902年英高等法院大法官部 *Moffatt v Gill* の法理に親和的な見解であるが、しかし、被告は情報源に導かれる権利を有するが、それを認める「強い根拠」は何なのかについて、何も言及していない。

(ii) プットナム巡回判事は、「第2の発行人は、実際には、同じ文章表現を使用することも許されるかも知れない。なぜなら、話題は、必然的に、あるいは、表現の単なる偶然の一致によって、同じ文章表現を要求しているからである。このように、ある状況下で、さらにある目的のために、後続の発行人が先に発行されたものから、同じ言葉を引き出し、それを利用することができることは明らかである。このことは、非常に広い意味で、そのように同じ言葉を利用する芸術や科学に関する著作物について特にそうである。なぜなら、芸術や科学に関する著作物に関して、どのような発行物も進歩の道で1つの発展として、ある範囲では、第1の発行者の暗黙の同意を含めて、共通の同意によって提供され、同じ芸術や科学の発展に関心を持つ他の人が、先行する著作者が止まったところから始めることができるからである。これには、医学や法学の発行物が含まれるが、これらの発行物には、社会全体が関心を持ち、著作者らが自らの金銭的な利潤のためだけでなく、科学の進歩のために、それらの発行物を提供しているものと思われる。したがって、原本から切り離すことができる性質の著作物については、我々が言及した共通の了解によって、後続の著作者には、時々、最後に提示されたのと正確に同じ形で、それらに先行するものを利用することができ、そして、確かに利用することが要求されることもあった。その結果、後続の著作者に関しては、制定法である著作権法のもとでのルー

ルは、我々が今、審理しているようなケースには到底あてはまらない。したがって、我々は、このような医学や法学の発行物の分類の発行物にしか関連しないような裁判例については論じる必要はないと考える」という。

(iii) プットナム巡回判事は、さらに、芸術や科学に関する著作物と名簿のような事実に著作物を区別して、前者では、先行著作物から同じ言葉を引き出し、それを利用することができるという。その根拠は、芸術や科学の発展のための、芸術家や科学者の暗黙の同意ないしは共通の同意であるという。それに対して、本件の名簿のようなケースでは、そのような暗黙の同意も共通の同意もないという趣旨であろう。今日、制定法である著作権法における「引用」は、もともと学問の発展、真理の追求のために、他人が出所を明示して、その文章を借用することを認める研究者同士の暗黙の同意があったから認められた。それ故、その限りで、プットナム巡回判事の根拠は正しい。しかし、名簿には、学問の発展も、真理の追求という目的もないかも知れない。同様に、先行名簿の著作権者は、一般的に後行名簿の作成者が借用することに暗黙の同意も持っていないかも知れない。ただし、前述のように、1903 ニューヨーク南部地区巡回裁判所 Colliery Engineering Co. v. Ewald 事件判決のラコム巡回判事が指摘するように、関係者に暗黙の同意がなくとも、公共政策から許される場合もあろう。たとえば、伝染病蔓延時に、先行名簿から病院を抽出してリストを作成し、それを無償で配布するようなケースである。しかし、本件では、そのような公共政策上の要請も認められないだろう。

本件が、前述のように、フェア・ユースのケースと分類されているのは、プットナム判事が、1869 年マサチューセッツ地区巡回裁判所 Lawrence v. Dana, 4 Cliff. 1, 83; Federal Cases, Vol. 15, 26 (Case No. 8, 136) 事件判決を取り上げ、クリフォード裁判官 (Nathan Clifford, 1803-1881) の言葉を引用しているからである。つまり、「例外的なケースを除いて、厳密な法律問題として検討すると、後続の作家に与えられるフェア・ユース (fair use) という特権は、最初の発行物の著作権者を実質的に侵害しないだろう

というようなケースにしか認められない」という¹⁷³⁸⁾。「実質的に侵害しない」とは、どのような事例かは不明であるが、実質的に侵害すれば、フェア・ユース特権は否定されることになる。特権 (privilege) とは、生来の権利 (right) と違って、与えられたもので、事情によっては広く制限が認められる利益である。

1902年英高等法院大法官部 *Moffatt v Gill* の「正確さを検証する権利」という法理は、アメリカで、それ以前に議論されてきたフェア・ユース、あるいは、そのいくつかの要素とは直接関わりがないように思われる。

⑤ 本件の特徴

名簿とは、一定の範囲の対象の氏名、住所と電話番号、職業等の事実を収集し、それを整理、配列したものである。そのような事実の取捨選択、配列等に少しでもオリジナリティ、ないしは創作性があれば、編集著作物と認められる。しかし、1905年の本件判決時には、アメリカの著作権法には「編集著作物」に関する規定はなかった。その意味では、編集著作物は、判例上、認められていた概念である。名簿も、編集著作物も、1909年著作権法によって、初めて制定法上、著作物として保護されるようになった。これは、複製できるものはできるだけ多く著作権で保護しようという近代的な発想から、1909年著作権法は、複製可能なすべての書き物にその保護を拡大したといわれている¹⁷³⁹⁾。

1909年著作権法によって、名簿も著作物と認められるといっても、その5条は、それを直接定めているのではなく、登録のための著作物の分類の1つとして名簿等を含む書籍を規定しているに過ぎない。つまり、「登録申請書には、著作権が主張される著作物が次のどの区分に属するかを明記し

1738) 松川実「《翻訳》「英米知的財産権法関連判決集 [フェア・ユース]- *Lawrence v. Dana*, Federal Cases, Vol.15, 25 [Case No.8,136] (C.C.D.Mass.1869) (7・完)」青山法学論集 62巻2号 (2020年) 155~167頁 (159頁)。

1739) Legallingo, COPYRIGHT ACT OF 1909; <https://legal-lingo.com/copyright-act-of-1909>

なければならない。(a) 書籍 (複合著作物、百科事典、名簿、地名辞典およびその他の編集物を含む)」と規定した。著作権の登録の際に、分類が細分化していれば、検索は容易であったために、種類が羅列されているが、百科事典、名簿、地名辞典などは書籍の具体的な編集物として例示されている。

しかし、1909 年著作権法が名簿や編集著作物を含め書籍を著作物と明定したために、大きな混乱を招いたといわれている。つまり、1909 年著作権法を改正して 1976 年著作権法を立案する時に、「連邦議会は、混乱を最小限にするためのもうひとつの手段として、1909 年法の第 5 条の『名簿…その他の編集物』という特別な言及を削除した。既に述べたように、この条文は、裁判所をして、名簿がそれ自体で著作権取得可能であり、名簿のあらゆる構成要素が保護されるという結論に導かせたことがあった。その代りに、連邦議会は 2 つの新しい条文を制定した。ひとつは、編集物がそれ自体では著作権を取得できないことを明らかにするために、『編集物』の語の定義を規定したもの。もうひとつは、編集物の著作権が事実それ自体には及ばないことを明らかにするために、第 103 条を制定した」¹⁷⁴⁰⁾という。

「名簿のあらゆる構成要素が保護されるという結論」に至ったとは、前述のように、原告名簿の構成要素、特に名前に誤記や誤植があつて、それが、そのまま被告名簿に複写されていれば、それは即、原告名簿の盗用と認定されがちである。なぜなら、多くの事件では、名簿自体が製本され、書籍の体裁を整えていれば、中身を検討することなく、編集著作物と認定され、構成要素に 1 つでも誤記、誤植の複写が発見されれば、それで著作権侵害と判断され、全体に差止命令が発せられてしまうからである。これは、構成要素である名前の 1 つの誤記、誤植が、実は、編集著作物としてではなく、一般の著作物と全く同一に保護されることになる。この名前の誤記、誤植には、オリジナリティも創作性もない¹⁷⁴¹⁾。前述の 1976 年著作権法の

1740) ロバート・ゴーマン、ジェーン・ギンズバーグ (内藤篤訳) 「米国著作権法 詳解・上巻」信山社 (2003 年) 124 頁。

改正は、このような実務に対する反省から実現したものである。

1741) 事実の著作物性については、最近、一度、詳しく論じたことがある。松川実「特許のフェア・ユースと著作物のフェア・ユース(39)」青山法学論集62巻1号(2020年6月25日刊)37～58頁。そこでは、Farmer v. Elstner, Federal Reporter, Vol. 33, 494 (Circuit Court, E. D. Michigan, 1888) 事件判決の分析を行ったが、「ホットな」ニュースを構成する事実の記述は、米制定法上、著作物とは認めていないにもかかわらず、エクイティ上の「準財産権」として著作権と同様の保護が認められている米判例について論じておいた。予てより、佐藤智晶先生とは「医療情報と著作権」について共同で研究を行うことで合意していた。たとえば、この「準財産権」については、2020年5月14日のメールの交換で、佐藤先生から貴重な示唆を頂いている。2020年5月21日には、前述の論文の校正稿が印刷所から届けられたので、佐藤先生に転送したら、佐藤先生からは、読ませて頂きますという返礼のメールがすぐに届いた。筆者はその夏休みにでも、時間をとって議論しましょうと返答したが、それが最後のメールとなってしまった。もう、佐藤智晶先生と「医療情報と著作権」というテーマで議論も共同研究もできないことは残念至極である。ご冥福をお祈りする。